

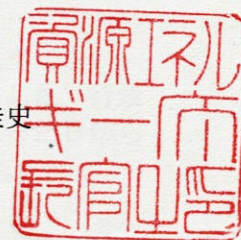
経済産業省

20240808公開資第1号
令和6年8月30日

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 殿

資源エネルギー庁長官 村瀬 佳史



令和6年2月29日付けをもって別添写しのとおり受け付けた行政文書の開示請求について、相当の部分につき開示請求があつてから60日以内に開示決定等をするものとして行った開示決定（令和6年4月15日付け20240229公開資第9号）の残りの部分について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することと決定したので通知します。

記

- 開示する行政文書の名称
内閣法制局説明資料 本文 「二酸化炭素の貯留事業に関する法律案（仮称）説明資料 令和6年2月 経済産業省」
- 不開示とした部分とその理由

上記1. の行政文書の記載の一部については、公開を前提としない国の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、国民に誤解や混乱を生じさせるおそれがあり、法第5条第5号に該当するため、不開示とした。